

議案第 1 号

令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 0 3, 2 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 6, 9 7 3, 2 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第 2 条 一時借入金の借入れの最高額に 2, 0 0 0, 0 0 0 千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 3, 0 0 0, 0 0 0 千円とする。

令和 2 年 5 月 1 日提出

芽 室 町 長 手 島 旭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		919,698	1,903,085	2,822,783
	2 国庫補助金	232,420	1,903,085	2,135,505
22 諸収入		987,261	210	987,471
	4 雑収入	670,606	210	670,816
歳入	合計	15,070,000	1,903,295	16,973,295

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,255,478	1,898,256	3,153,734
	1 保健衛生費	998,659	1,898,256	2,896,915
10 公債費		799,634	420	800,054
	1 公債費	799,634	420	800,054
12 職員費		1,580,268	4,619	1,584,887
	1 職員給与費	1,580,268	4,619	1,584,887
歳 出	合 計	15,070,000	1,903,295	16,973,295

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	919,698	1,903,085	2,822,783
22 諸収入	987,261	210	987,471
歳入合計	15,070,000	1,903,295	16,973,295

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳 一般財源
				特 定 財 源			
				国道支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1,255,478	1,898,256	3,153,734	1,898,046	0	210	0
10 公債費	799,634	420	800,054	420	0	0	0
12 職員費	1,580,268	4,619	1,584,887	4,619	0	0	0
歳 出 合 計	15,070,000	1,903,295	16,973,295	1,903,085	0	210	0

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3衛生費補助金	3,659	1,903,085	1,906,744	1保健衛生費補助金	1,903,085	005 特別定額給付金給付事業費国庫補助金 1,850,000 001 特別定額給付金給付事業費国庫補助金 1,850,000 006 特別定額給付金給付事務費国庫補助金 23,999 001 特別定額給付金給付事務費国庫補助金 23,999 007 子育て特別給付金給付事業費国庫補助金 25,970 001 子育て特別給付金給付事業費国庫補助金 25,970 008 子育て特別給付金給付事務費国庫補助金 3,116 001 子育て特別給付金給付事務費国庫補助金 3,116
計	232,420	1,903,085	2,135,505			

(款)22 諸収入

(項) 4 雑収入

4雑収入	670,599	210	670,809	1雑収入	210	073 会計年度任用職員労働保険料個人負担金 210 030 会計年度任用職員労働保険料個人負担金(新型コロナウイルス対策事業費) 210
計	670,606	210	670,816			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区	分		金額
				国 道 支 出 金	地方債	その他					
10新型コロナウイルス対策事業費	0	1,898,256	1,898,256	1,898,046		210		1 報酬	1,328	特別定額給付金給付事業 1,869,443	
				(国)特別定額給付金給付事業費 国庫補助金		1,850,000		4 共済費	425	01 報酬 1,328 001 会計年度任用職員報酬	
				(国)特別定額給付金給付事務費 国庫補助金		19,233		8 旅費	60	1,328 04 共済費 425	
				(国)子育て特別給付金給付事業 費国庫補助金		25,970		10 需用費	668	001 会計年度任用職員労働保 険料 425	
				(国)子育て特別給付金給付事務 費国庫補助金		2,843		11 役務費	9,971	08 旅費 60 001 会計年度任用職員費用弁 償 60	
				(諸)会計年度任用職員労働保険 料個人負担金		210		12 委託料	7,851	10 需用費 555 001 消耗品費 555	
								13 使用料及び 賃借料	1,983	11 役務費 8,383	
								18 負担金補助 及び交付金	1,875,970	002 郵便料 2,021 007 チラシ折込料 61 021 口座振込手数料 6,301 12 委託料 6,709 021 特別定額給付金給付事業 システム開発委託料 6,709 13 使用料及び賃借料 1,983 011 事務用機器借上料 1,983 18 負担金補助及び交付金 1,850,000	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
									031 特別定額給付金事業費補助金 1,850,000 子育て特別給付金給付事業 28,813 10 需用費 113 001 消耗品費 13 006 印刷製本費 100 11 役務費 1,588 002 郵便料 292 021 口座振込手数料 1,296 12 委託料 1,142 021 児童手当支給システム改修委託料 1,142 18 負担金補助及び交付金 25,970 031 子育て特別給付金事業費補助金 25,970	
計	998,659	1,898,256	2,896,915	1,898,046		210				

(款)10 公債費

(項) 1 公債費

2利子	47,053	420	47,473	420				22 償還金利子及び割引料 420	一時借入金事務 420 22 償還金利子及び割引料 420 001 一時借入金利子 420
				(国) 特別定額給付金給付事務費 国庫補助金 420					

(款)10 公 債 費

(項) 1 公 債 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
計	799,634	420	800,054	420						

(款)12 職 員 費

(項) 1 職 員 給 与 費

1職員給与費	1,580,268	4,619	1,584,887	4,619				3 職員手当等	4,619	職員給与支払事務 03 職員手当等 001 正職員手当等	4,619 4,619 4,619
				(国)特別定額給付金給付事務費 国庫補助金	4,346						
				(国)子育て特別給付金給付事務 費国庫補助金	273						
計	1,580,268	4,619	1,584,887	4,619							

特別定額給付金給付事業について

1 目的

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

3 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

4 給付額

給付対象者1人につき10万円

5 受給権者（申請者）

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

6 感染拡大防止の観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・市区町村は、受給権者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送。
- ・申請方法は、① 申請書類の郵送
② 国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請を基本とし、やむを得ず窓口で申請受付を行う場合には、感染拡大防止策を徹底。
- ・給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みとする。

子育て特別給付金給付事業

参考資料 2

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金（一時金）を給付する。

2 事業の実施主体と経費負担

実施主体は芽室町とし、実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については国が補助（10/10）

3 給付対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

令和2年4月23日時点 給付対象児童2,597人（見込み）

4 給付額

対象児童1人当たり1万円

5 受給権者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

令和2年4月23日時点 支給対象者1,600人（見込み）

6 給付の方法

市町村から支給対象者へ給付金の案内文、受給拒否の申出書、口座変更申出書を送付

原則として児童手当登録銀行口座等への振込（振込口座変更の場合は口座変更申出書の提出が必要）

※公務員については、所属長が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。